



コンビニエンスストア等で村税が納められます

令和2年度から村税がコンビニエンスストア等で納付することができます。また、スマートフォンアプリからも納付することができます。

○納付できる税金の種類

村県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

○納付できるコンビニエンスストア等

* MMK 設置店・くらしハウス・コミュニティ・ストア・スリーエイト・生活彩家・セイコーマート・セブンイレブン・タイイー・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ハセガワストア・ハマナスクラブ・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ヤマザキデイリーストア・ローソン・ローソンストア100

* スマートフォンアプリ ・ Pay B ・ Pay Pay ・ LINE Pay 請求書支払い

○納付できない納付書

金額の訂正があるもの、取扱期間（年度末）を過ぎたもの、バーコードが印字されていないもの、バーコードが読み取れないもの、期別納付額が30万円を超えるもの

問合せ 税務会計課（村県民税・固定資産税・軽自動車税） ☎82-1224
保健衛生課（国民健康保険税） ☎82-1777



戦没者等のご遺族の皆様へ 第11回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第11回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族のお1人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求手続きなど詳しくは、住民福祉課福祉年金担当（☎82-1226）までお問合せください。



全国瞬時警報システム（Jアラート）第1回全国一斉情報伝達訓練実施

地震や武力攻撃などに備え次のとおり情報伝達訓練を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた試験で東秩父村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日時 5月20日（水）午前11時頃

試験で行う放送内容

情報伝達手段	放送内容
防災情報音声告知システム（屋外スピーカー）	村内37か所に設置してある屋外スピーカーから、一斉に次のように放送されます。 【放送内容】 サイレン+「これは、Jアラートのテストです。」×3回

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

その他 当日は、午前9時30分頃に防災タブレットから訓練のお知らせを自動起動によりながします。災害とお間違いないようご注意ください。

問合せ 総務課 ☎82-1221